

○周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年2月1日

規則第5号

改正 平成18年3月31日規則第36号

平成24年3月30日規則第23号

平成26年3月24日規則第12号

令和元年9月6日規則22号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例(平成17年周防大島町条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア(以下「スポーツ海浜スクエア」という。)にあっては様式第1号を、周防大島町グリーンステイながうら(以下「グリーンステイながうら」という。)にあっては様式第2号又は様式第3号による申請書を町長に提出しなければならない。許可を受けた事項について変更しようとするときも、それぞれ様式第1号、又は様式第2号若しくは様式第3号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する遊戯施設及び入浴施設等の使用許可の申請にあっては、同項の規定による申請書の提出に代えて別の方法によることができる。

3 営利等に係る行為又はスポーツ施設等の目的外使用に関し必要な事項は、町長が定める。

4 町長は、第1項の規定による申請が適当と認めるときは、スポーツ海浜スクエアにあっては様式第4号を、グリーンステイながうらにあっては様式第5号

又は様式第6号による使用券を交付する。許可を受けた事項について変更しようとするときも、同項の規定による申請が適当と認めるときは、それぞれ様式第4号、又は様式第5号若しくは様式第6号による使用券を交付する。

(行為の禁止)

第3条 条例第6条第3号の規則に定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定された場所以外でたき火等の火気を使用すること。
- (2) はり紙、立札又は広告物を表示すること。
- (3) 立入禁止区域内に入ること。
- (4) 指定された区域以外に車両等を乗り入れること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の使用を妨げるおそれのある行為をすること。

(割引証明書)

第4条 条例別表第3に規定する町内に住所を有する65歳以上の者が潮風保養館の施設を使用する場合にあっては、その者は、周防大島町が発行する町営温泉・浴場利用割引証明書(様式第7号。以下「割引証明書」という。)を提示しなければならない。

2 割引証明書は、町内に住所を有する満65歳以上の者の申請により交付する。

(使用料)

第5条 条例別表第3 1長浦スポーツ海浜スクエア施設等使用料(4)スポーツ用具、器具及び付帯設備及び2グリーンステイながうら施設等使用料(7)スポーツ用具、器具及び付帯設備に掲げる町長が定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定により、町長が使用料を減額し、又は免除することができる場合は、条例別表第3に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その免除額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 町又は町の公共的団体が公益を目的とする公共的な活動を主催し、共催し、又は後援するとき 全額

(2) その他の公益を目的とする団体が公共的な活動のために使用する
とき
町長が定める額

(3) 町長が特に認めるとき 町長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をするときは、ながうらスポーツ滞在型施設等使用料減免申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条の規定により、町長が使用料の一部又は全部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その還付額は、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条第1号又は第3号の規定に該当するとき 全額

(2) 条例第11条第2号の規定に該当するとき 次に定める額

ア 取りやめるとき 全額

イ 変更のとき 納入済額から変更後の額を差し引いた額

(3) 条例第11条第4号の規定に該当するとき 町長が定める額

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、許可の取消し、使用の停止又は使用の制限を受けた日から15日以内にながうらスポーツ滞在型施設等使用料還付申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の使用料の還付申請書を受理したときは、これを審査して使用料の還付を決定し、使用者に還付するものとする。

(き損等の届出)

第8条 条例第13条第1項の規定により、スポーツ施設等を破損し、汚損し又は紛失した者は、ながうらスポーツ滞在型施設等き損等届出書(様式第10号)により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出があったときは、町長は、これを受理し、遅滞なく状況を確認の上必要な指示を行うものとする。

(使用場所の立入り)

第9条 町長は、スポーツ海浜スクエア及びグリーンステイながうらの管理上必要があるときは、使用者の使用場所に立ち入ることができる。

(点検)

第10条 使用者は、スポーツ海浜スクエア及びグリーンステイながうらの使用が終わったときは、速やかに町長に届け出て、点検を受けるものとする。

(指定管理者への規定の適用)

第11条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条、第7条から前条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア条例施行規則(平成16年周防大島町条例第138号)

(2) 周防大島町グリーンステイながうら条例施行規則(平成16年周防大島町条例第139号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に、前項の規定による廃止前の周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア条例施行規則又は周防大島町グリーンステイながうら条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第36号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第23号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月 日規則第12号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 長浦スポーツ海浜スクエア施設等使用料((4)スポーツ用具、器具及び付帯設備関係)

区分	単位	料金
貸しテニスラケット	1回	200円
サッカー用ライン材	1袋	5,090円
テント	1回	1,030円
電気設備	1日	830円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税は含まれるものとする。

2 グリーンステイながうら施設等使用料((7)スポーツ用具、器具及び付帯設備関係)

区分	単位	料金
貸しテニスラケット	1回	200円
テント	1回	1,030円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税は含まれるものとする。

様式第1号(第2条関係)

長浦スポーツ海浜スクエア使用(変更)申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
氏名・団体名

(連絡先 電話)

日時又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日	時 分 ~ 時 分	人 数	内 訳	使 用 料
人 数	人	(内訳)	・小、中学 ・一 般	人 ・高校、大学等 人 ・その他(幼児)	人 人
施設等の区分	内 訳			使 用 料	
① テ ニ ス	コ ー ト	時 間	面	円	
	壁 打 ち	分		円	
	照 明	時 間	面	円	
② グ ー ト ボ ー ル	コ ー ト	時 間	面	円	
③ 多目的グラウンド	グラウンド	時 間		円	
	照 明	時 間		円	
④ ア ー チ ョ ー リ ー	タ ー ゲ ッ ト	時 間	人	円	
⑤ 設備・用具類 (名称、数量、時間等)	スポーツ用具、放送設備・器具、その他の設備・用具			円	
⑥ そ の 他 (スポーツ以外での使用)	施設名			円	
	目 的				
(特記事項)…入場料等				合 計	円
				(減免・追加額)	円
				(減免・追加理由)	

様式第2号(第2条関係)

グリーンスティナがうら使用(変更)申請書

年 月 日

様

(申請者)住 所

氏名・団体名

連絡先 電話() ー

日時又は期間	年 月 日～		年 月 日		
	時 分～		時 分		
人 数	人	(内訳)・小、中 ・一般	人・高校、大学 人・その他(幼児)	人	
	使用区分	内	訳	使用料	
屋 内 多 目 的 運 動 施 設	①ミニサッカー	コ ー ト	時間	半面・全面	円
		照明・延長	時間	半面・全面	円
	②テ ニ ス	コ ー ト	時間	面	円
		照明・延長	時間	面	円
	③ゲートボール	コ ー ト	時間	面	円
		照明・延長	時間	面	円
	④アーチェリー	射 場	時間	人	円
		照明・延長	時間	半面・全面	円
	⑤設備・用具類 (名称、数量、 時間等)	スポーツ用具、放送設備、器具その他の設備・用具			円
	⑥芝 広 場	時間		半面・全面	円
⑦そ の 他	施設名			円	
	目的				
(特記事項)入場料等			合 計	円	
			(減 免 ・ 追 加 額)		
			(減免・追加理由)		

様式第3号(第2条関係)

グリーンスティナがうら使用(変更)申請書

年 月 日

様

(申請者)住 所

団体名・氏名

連絡先 電話() ー

日時又は期間	年 月 日()~		年 月 日()		時 分~ 時 分(泊日)		施設等の区分	内 訳	使用料
宿 泊	①交流館ログハウス棟 宿泊室 (1棟定員12人)	人	大	人			人	円	
		数	4	歳以上中			人	円	
	ルームナンバー	101・102・103・104・105							
	備 考	チェックイン 時		チェックアウト 時					
		夕 食 時		朝 食 時					
施 設	②センターハウス棟宿 泊室(洋室・和室 1室 定員5人)	人	大	人			人	円	
		数	4	歳以上中			人	円	
	ルームナンバー	201・202・203・204・205・206							
	備 考	チェックイン 時		チェックアウト 時					
		夕 食 時		朝 食 時					
休 憩	③ログハウス棟休憩室 (和室・洋室 1室階下 部屋貸切)	人 数	人		時間		円		
		延 長			分		円		
施 設	④センターハウス棟休 憩室 (和室1室部屋貸切)	人 数	人		時間		円		
		延 長			分		円		
研 修	⑤ビジターセンター 交 流 談 話 室	人 数	人		時間		円		
		延 長			分		円		
施 設	⑥ビジターセンター 研 修 室	人 数	人		時間		円		
		延 長			分		円		
⑦設備・用具類 (名称 数量 時間)									
特記事項							合 計	円	
							(減免・追加額)	円	
							(減免・追加理由)		

様式第4号(第2条関係)

長浦スポーツ海浜スクエア 使用券(兼領収書)
使用(変更)許可書(兼領収書)

年 月 日

申請者 住所
氏名・団体名

(連絡先 電話)

日時又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日		時 分 ~ 時 分
人数	人	(内訳) ・小、中学 ・一般	人 ・高校、大学等 人 ・その他(幼児)
施設等の区分	内	訳	使用料
① テニス	コート	時間 面	円
	壁打ち	分	円
	照明	時間 面	円
② ゲートボール	コート	時間 面	円
③ 多目的グラウンド	グラウンド	時間	円
	照明	時間	円
④ アーチェリー	ターゲット	時間 人	円
⑤ 設備・用具類 (名称、数量、時間等)	スポーツ用具、放送設備・器具、その他の設備・用具		円
⑥ その他 (スポーツ以外での使用)	施設名		円
	目的		
(特記事項)…入場料等			合計 円
			領収印

様式第5号(第2条関係)

グリーンスティナがうら使用券(兼領収書)
使用(変更)許可書(兼領収書)

年 月 日

様

(申請者)住 所

氏名・団体名

連絡先 電話() -

日時又は期間	年 月 日～		年 月 日		
人 数	人	(内訳)・小、中 ・一 般	人	・高校、大学 ・その他(幼児)	人
	使用区分	内 訳		使用料	
最 内 多 目 的 運 動 施 設	①ミニサッカー	コート	時間	片面・全面	円
		照明・延長	時間	片面・全面	円
	②テニス	コート	時間	面	円
		照明・延長	時間	面	円
	③ゲートボール	コート	時間	面	円
		照明・延長	時間	面	円
	④アーチェリー	射 場	時間	人	円
		照明・延長	時間	片面・全面	円
	⑤設備・用具類 (名称、数量、 時間等)	スポーツ用具、放送設備、器具その他の設備・用具			円
	⑥芝 広 場		時間	片面・全面	円
⑦そ の 他	施設名				
	目 的			円	
(特記事項)入場料等				合 計	円
				(減免・追加額)	
				(減免・追加理由)	

様式第6号(第2条関係)

グリーンスティナがうら使用券(兼領収書)
使用(変更)許可書(兼領収書)

年 月 日

様

(申請者)住 所

団体名・氏名

連絡先 電話() -

日時又は期間	年 月 日() ~ 年 月 日()		時 分 ~ 時 分(泊日)		施設等の区分	内 訳	使用料
宿 泊 施 設	①交流館ログハウス棟 宿泊室 (1棟定員12人)	人 数	大 人	人	円		
			4歳以上中学生まで	人	円		
	ル ー ム ナ ン バ ー	101・102・103・104・105					
	備 考	チェックイン 時	チェックアウト 時				
		夕 食 時	朝 食 時				
施 設	②センターハウス棟宿 泊室(洋室・和室 1室 定員5人)	人 数	大 人	人	円		
			4歳以上中学生まで	人	円		
	ル ー ム ナ ン バ ー	201・202・203・204・205・206					
	備 考	チェックイン 時	チェックアウト 時				
		夕 食 時	朝 食 時				
休 憩 施 設	③ログハウス棟休憩室 (和室・洋室 1室階下 部屋貸切)	人 数	人	時間	円		
		延 長		分	円		
施 設	④センターハウス棟休 憩室 (和室1室部屋貸切)	人 数	人	時間	円		
		延 長		分	円		
研 修 施 設	⑤ビジターセンター 交 流 談 話 室	人 数	人	時間	円		
		延 長		分	円		
施 設	⑥ビジターセンター 研 修 室	人 数	人	時間	円		
		延 長		分	円		
	⑦設 備 ・ 用 具 類 (名称 数量 時間)						
特記事項					合 計	円	
					(減免・追加額)	円	
					(減免・追加理由)		

様式第7号(第4条関係)

(表)

 <p>周防大島町</p>	町営温泉・浴場 及びプール 利用割引証明書
	ご住所： _____ お名前： _____
生年月日 [M T S . . .] (男・女)	
ご利用の際に、必ず本券をフロントへご提示ください。各施設ごとに定められた割引料金でご利用になれます。	

(裏)

お願い・ご案内
※本証明書は、周防大島町に住所を有する65歳以上の利用者を対象に発行しています。
※本証明書は、次の3施設に限り有効となります。 「久賀の潮風呂保養館」、「片添ヶ浜温泉 遊湯ランド」、「竜崎温泉 潮風の湯」
※本証明書を他人に譲渡あるいは貸与された場合は、その後の割引利用は叶わないこととなりますのでご了承ください。(施設窓口にて、ご本人であることを確認させていただく場合がございます。)

様式第8号(第6条関係)

ながうらスポーツ滞在型施設等使用料減免申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
氏名・団体名
(連絡先 電話)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使 用 料	区 分	
	金 額	円
減 免 申 請 額		円
申 請 理 由		
	(添付資料)	

様式第9号(第7条関係)

ながうらスポーツ滞在型施設等使用料還付申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
氏名・団体名
(連絡先 電話)

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

記

使 用 料	区 分	
	納入金額	円(納入 年 月 日)
還 付 申 請 額	円	
申 請 理 由		
	(添付資料)	

様式第10号(第8条関係)

ながうらスポーツ滞在型施設等き損等届出書

年 月 日

様

届出者 住 所
氏名・団体名

(連絡先 電話)

下記のとおり施設等を破(汚)損したのでお届けします。

記

施設等名	
破(汚)損の程度	
破(汚)損時の状況とその理由	

指示事項

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)

様式第5号(第2条関係)

様式第6号(第2条関係)

様式第7号(第4条関係)

様式第8号(第6条関係)

様式第9号(第7条関係)

様式第10号(第8条関係)